

免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査について(第4グループ)

■ 調査の目的

第4グループの現職教員(※1)の更新講習修了確認期限経過後の各都道府県教育委員会における修了確認、修了確認期限の延期若しくは免除認定及び免許状の失効状況等について調査を実施。

(※1) 旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持する現職教員のうち、平成26年3月31日が最初の修了確認期限である者

■ 調査方法

【調査対象】

国立・公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の第4グループの現職教員(正規職員及び臨時職員)

【調査時点】

平成26年4月1日(修了確認期限(3月31日)経過後)

【主な調査項目】

- ・第4グループの現職教員数
- ・更新講習修了確認申請者の修了確認状況
- ・更新講習受講免除認定申請者の認定状況
- ・修了確認期限延期申請者の認定状況
- ・申請期限までに必要な手続きを行わなかった者における免許状の失効状況(修了確認期限の経過以前に辞職した場合は失効しない。)

■ 調査結果

1. 第4グループの現職教員は、94,118名(国立・公立・私立の合計)

2. 第4グループの現職教員の修了確認期限経過後の状況は、

○修了確認等がなされた者	93,786名(99.6%)
【内訳】	
・更新講習修了確認	75,502名(80.2%)
・更新講習受講免除の認定	13,166名(14.0%)
・修了確認期限延期の認定	5,118名(5.4%)
○修了確認がなされなかった者	332名(0.4%)
【内訳】	
・修了確認期限経過以前に辞職し、免許状が失効しなかった者	275名(0.3%)
・免許状が失効した者	57名(0.1%)

※ 修了確認がなされなかった者のうち、修了確認期限経過以前に辞職し、免許状が失効しなかった者(275名)の辞職理由は、主に自己都合退職、勸奨退職、非常勤等の教員の任期満了退職等である。

※ 修了確認がなされなかった者のうち、失効した者(57名)の修了確認期限時点の状況または失効後の勤務状況は以下のとおり。

- ・平成26年4月1日付で普通免許状の授与を受けて勤務……………23名
- ・普通免許状を必要としない職(管理職、事務職員等)として勤務……………21名
- ・平成26年3月31日に任期が満了し、教育職員を退職……………13名

その他、調査時点(4月1日)以降に免許状の失効が発覚し、その後の当該教員の勤務状況が不明のため、上記に含まれない者が3名いる。

■ 第4グループの現職教員の修了確認等の状況

(単位：名)

設置者	A 第4グループの 現職教員数(=B +C+D+E+F)	修了確認等がなされた者			修了確認がなされなかった者	
		B 修了確認	C 受講免除	D 修了確認 期限延期	E 失効した	F 失効しな かった
国立	576	431	96	40	5	4
公立	82,516	65,357	11,809	4,761	19	210
私立	11,386	9,714	1,261	317	33	61
合計	94,118	75,502	13,166	5,118	57	275
第4グループの 現職教員数に 占める割合	100.0%	80.2%	14.0%	5.4%	0.1%	0.3%
		93,786名(99.6%)			332名(0.4%)	

・各項目の割合については四捨五入の影響により、内訳の合計が100%とならない場合がある。